

平成 24 年 11 月 2 日

ｉＰＳ細胞作製に係る特許権の 「知的財産分与譲渡権」勧誘に関する注意喚起

本年 6 月以降、ｉＰＳ細胞作製に係る「知的財産分与譲渡権」の勧誘を巡るトラブルに関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。

この度、不当な勧誘行為を行っていたことを確認した事業者は、「株式会社三栄」（本社所在地：横浜市戸塚区）です。

（注意喚起の要旨）

- 「株式会社三栄」（以下「三栄」という。）は、ｉＰＳ細胞の研究開発事業を行い、あたかも自社がｉＰＳ細胞作製に関する特許権を取得し、複数の製薬会社とライセンス契約を締結しているかのようなパンフレットを作成して「知的財産分与譲渡権」の勧誘を行っています。しかし、三栄が国内でｉＰＳ細胞作製に関する特許権を出願・取得した事実はなく、さらに複数の製薬会社とのライセンス契約も締結していないことが判明しました。
- また、パンフレットにおいて記載された三栄の設立年月日、資本金の額及び本社の所在地は、法人登記上のそれとは異なるものでした。この本社所在地とされている場所は、三栄が私書箱契約を交わした郵便物受取サービス（私設私書箱）事業者の所在地であり、三栄に関わる拠点は存在しないことが分かりました。
- さらに、三栄が送付した勧誘資料では「知的財産分与譲渡権」について、その裏付けとなる特許権出願・取得に係る詳細な記載や高額な配当が可能になる根拠等その商品の具体的な中身が明示されておらず、消費者にとって十分な情報が提供されているとはいえません。
- 三栄からこうした勧誘資料が送付されても、決して勧誘に応じないようにしましょう。
- 三栄とは別の事業者を名乗る者が、当該「知的財産分与譲渡権」を「勧誘資料が届いた人しか購入できないので、代わりに申し込んでくれ」、「代わりに申し込んでくれれば、代金はこちらから振り込むし、謝礼を払う」等と持ち掛ける事例もみられます。このような勧誘にも決して応じないようにしましょう。
- 不審に思った場合や、断ってもしつこく勧誘される場合等は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先：消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室
TEL：03(3507)9187（直通）FAX：03(3507)9287

i P S細胞作製に係る特許権の 「知的財産分与譲渡権」勧誘に関する注意喚起

1. トラブルの状況

本年6月以降、i P S細胞作製に係る「知的財産分与譲渡権」の勧誘を巡るトラブルに関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

2. 具体的な勧誘事例（勧誘資料の詳細は「参考資料」を参照）

事例1

(1) 株式会社三栄（以下「三栄」という。）とは別の事業者名（以下「事業者A」という。）を名乗る者から消費者に電話があり、消費者は「三栄という会社の投資商品を代わりに購入してほしい。購入代金はこちらで支払うので、申込みだけしてほしい。」と言われた。

(2) 三栄から「株式会社 三栄 会社案内」と題するパンフレット、「知的財産分与譲渡権申込書」（以下「勧誘資料」という。）等が消費者宅に送られてきた。

パンフレットには、

・『ご挨拶』

弊社の目指す事業は、多くの皆様からのご支援によって支えられています。」

・『事業内容』

当社が開発した遺伝子DNA解析機により患者の遺伝子設計図を作製することに成功しました。この設計図を元から出来た人工遺伝子でi S P細胞を作ります。

当社が発明、開発した、さまざまな組織や細胞に成長する能力があるi P S細胞の作製に関する技術を日本、アメリカをはじめ世界50ヶ国で知的財産特許権を取得いたしました。医療や創薬の分野で研究開発を行う企業とのライセンス契約をし、これまでに約90の特許を管理・運用しております。また、世界最大手、アメリカの製薬会社『※^注』社と、関連技術の使用を認める非独占的なライセンス契約を2012年1月締結しました。

取得した知的財産特許権を社会に還元するため、この度『知的財産分与譲渡権』の販売にふみきり、一般の投資家の皆様にもっと再生医療について知っていただくとともに、利益還元を行なっていく考えであります。」

・『募集要項』

- | | |
|----------|--|
| 1. 商号 | 株式会社三栄 |
| 2. 種類 | 知的財産分与譲渡権 |
| 3. 募集単位 | 1口 50万円 |
| 4. 募集総額 | 10億円 |
| 5. 利息 | 年利18%～ |
| 8. 募集の方法 | 選考会にて抽選の結果100名様で締め切りです。
応募総額が募集額に達した時点でも締め切りとなります。」 |

等と記載されていた。

- (3) 事業者Aから「20口1,000万円を購入したいが、勧誘資料が届いた人でなければ買うことができない。申し込んでくれれば謝礼を払う。」という話を聞いた。勧誘資料を確認すると、iPS細胞作製に関する特許権を取得した会社が販売する「知的財産分与譲渡権」に関する勧誘であり、年利18%以上の利息の配当もあることから、とても良い投資商品だと思い、事業者Aの代わりに申し込むことにした。
- (4) 申込書を三栄に送付し、しばらくして事業者Aから代金は振り込んだとの連絡が入った。しかし、後日、三栄から電話があり「購入代金は振り込まれているが、申込者からの振込みではない。代金は振り込んだ者に返金した。」との指摘を受けた。このとき三栄から20口の代金1,000万円か違約金500万円の支払いを迫られたため、不審に感じて消費生活センターに情報提供した。

事例2

- (1) 三栄とは別の事業者名（以下「事業者B」という。）を名乗る者から消費者に電話があり、「三栄という会社から書類が届いていないか。」と言われた。消費者は、「届いていない。」と答えると、事業者Bは「おかしいですね。届いたら、連絡をください。」と言った。
- (2) 消費者宅に三栄から勧誘資料等が届いた。
パンフレットには、
- ・『ご挨拶』
弊社の目指す事業は、多くの皆様からのご支援によって支えられています。」
 - ・『事業内容』
当社が開発した遺伝子DNA解析機により患者の遺伝子設計図を作製することに成功しました。この設計図を元から出来た人工遺伝子でiPS細胞を作ります。
当社が発明、開発した、さまざまな組織や細胞に成長する能力があるiPS細胞の作製に関する技術を日本、アメリカをはじめ世界50ヶ国で知的財産特許権を取得いたしました。医療や創薬の分野で研究開発を行う企業とのライセンス契約をし、これまでに約90の特許を管理・運用しております。また、世界最大手、アメリカの製薬会社『※^注』社と、関連技術の使用を認める非独占的なライセンス契約を2012年1月締結しました。
取得した知的財産特許権を社会に還元するため、この度『知的財産分与譲渡

権』の販売にふみきり、一般の投資家の皆様に、もっと再生医療について知っていただくとともに、利益還元を行なっていく考えであります。」

・『募集要項』

1. 商号 株式会社三栄
2. 種類 知的財産分与譲渡権
3. 募集単位 1口 50万円
4. 募集総額 10億円
5. 利息 年利18%～
8. 募集の方法 選考会にて抽選の結果100名様で締め切りです。
応募総額が募集額に達した時点でも締め切りとなります。」

等と記載されていた。

- (3) 勧誘資料が届いたので、事業者Bに電話をすると、事業者Bから「20口1,000万円を購入したいが、勧誘資料が届いた人でなければ買うことができない。代金は支払うので申し込んでほしい。」と依頼された。「代わりに申し込んでくれれば謝礼もする。」と言われたため、念のため、再度勧誘資料を確認したところ、年利18%利息の配当が得られるとの記載があり、iPS細胞作製に関する特許権を取得している会社なら信用できると思ったため、申し込むこととした。
- (4) その後、三栄から、振込みが確認できた旨連絡があった。しかし、その後再び三栄から電話があり、「購入代金は振り込まれているが、申込者からの振込みではない。代金は振り込んだ者に返金した。」との指摘を受けた。このとき三栄から20口の代金1,000万か違約金500万円の支払いを迫られた。消費者が交渉すると違約金は段々と値引きされた。消費者は、違約金を振り込む前に、消費生活センターのことが、頭によぎり、消費生活センターへ相談し、三栄への違約金の振込みをとどまった。

事例3

- (1) 10年程前、事業者Cに投資したが、数千万円近くの損失が発生したため、事業者Cとの取引はやめていた。その後、事業者Cは倒産した。
- (2) 今年の夏頃、事業者Cの凍結資金を代行回収するという会社（以下「事業者D」という。）から突然連絡が入り、「事業者Cの資金が外国にあり、その銀行口座が凍結されたままである。代理人を通じて、返還請求をする予定であることから被害回復ができる。」と言うので、事業者Dに代理人を通じた被害回復を依頼することとした。
- (3) 後日、三栄から「株式会社 三栄 会社案内」と題するパンフレット等が届いた。パンフレットには、
 - ・『ご挨拶』
弊社の目指す事業は、多くの皆様からのご支援によって支えられています。」
 - ・『事業内容』
当社が開発した遺伝子DNA解析機により患者の遺伝子設計図を作製することに成功しました。この設計図を元から出来た人工遺伝子でiPS細胞を作

ります。

当社が発明、開発した、さまざまな組織や細胞に成長する能力があるiPS細胞の作製に関する技術を日本、アメリカをはじめ世界50ヶ国で知的財産特許権を取得いたしました。医療や創薬の分野で研究開発を行う企業とのライセンス契約をし、これまでに約90の特許を管理・運用しております。また、世界最大手、アメリカの製薬会社『※^注』社と、関連技術の使用を認める非独占的なライセンス契約を2012年1月締結しました。

取得した知的財産特許権を社会に還元するため、この度『知的財産分与譲渡権』の販売にふみきり、一般の投資家の皆様に、もっと再生医療について知っていただくとともに、利益還元を行なっていく考えであります。」

・『募集要項』

1. 商号 株式会社三栄
2. 種類 知的財産分与譲渡権
3. 募集単位 1口 50万円
4. 募集総額 10億円
5. 利息 年利18%～
8. 募集の方法 選考会にて抽選の結果100名様で締め切りです。
応募総額が募集額に達した時点でも締め切りとなります。」

等と記載されていた。

- (4) その後、再び、三栄から郵便物が届き、中には数百万円分の「知的財産分与譲渡権発行証明書」及び「知的財産分与譲渡権申込書」が入っていた。前に、送られてきたパンフレットと共に再度見直すと、三栄はiPS細胞作製に関する特許権を取得しており、大手製薬会社とライセンス契約を結んでいることが分かった。
- (5) 資料を受け取った後、事業者Dから「事業者Cの返還金を日本に持ち帰ってくる代理人が三栄が販売する知的財産分与譲渡権を欲しがっている。返還金を受け取りたければ三栄の知的財産分与譲渡権を代わりに購入してほしい。代理人はこの権利を『1.5倍で買い取りたい』と言っている。」との依頼があったので、返還金を受け取りたい気持ちから、事業者Cから言われた額の知的財産分与譲渡権を購入した。そのうちの一部は事業者Dが負担してくれたので、消費者は残りを支払った。
- (6) その後、代理人から返還金を受け取る予定だったが、代理人との都合が合わなかったことから返還金を受け取ることができなかった。数日後、突然、事業者Dと連絡が取れなくなり、さらに三栄とも連絡が取れなくなった。消費者はおかしいと思い、消費生活センターに相談したが、三栄に振り込んだお金はまだ戻っていない。

※（注）実在の製薬会社の名称が記載されています。

(参考) 商業法人登記による法人の概要は以下のとおり(平成24年10月中旬の登記情報提供サービスの「商業・法人登記情報」による)。

商号	株式会社三栄
本店	横浜市戸塚区戸塚町4384番地14
会社成立の年月日	平成14年10月10日
資本金の額	金2000万円
代表取締役	佐藤昌之

3. これら事例の問題点

- ◎ 三栄は、iPS細胞の研究開発事業を行い、あたかも自社が特許権を取得し、複数の製薬会社とライセンス契約を締結しているかのようなパンフレットを作成して「知的財産分与譲渡権」の勧誘を行っています。しかし、三栄が国内でiPS細胞作製に関する特許権を出願・取得した事実はなく、さらに消費者に送付したパンフレットで示している複数の製薬会社とライセンス契約も締結していないことが判明しました。
- ◎ また、パンフレットにおいて記載された三栄の設立年月日、資本金の額及び本社の所在地は、法人登記上のそれとは異なるものでした。この本社所在地とされている場所は、三栄が私書箱契約を交わした郵便物受取サービス(私設私書箱)事業者の所在地であり、三栄に関わる拠点は存在しないことが分かりました。
- ◎ さらに、三栄が送付した勧誘資料では「知的財産分与譲渡権」について、その裏付けとなる特許権出願・取得に係る詳細な記載や高額な配当が可能になる根拠等その商品の具体的な中身が明示されておらず、消費者にとって十分な情報が提供されているとはいえません。

4. 消費者へのアドバイス

- ◎ 前記指摘した問題点を踏まえると、三栄が勧誘資料を用いて消費者に投資を募っている「知的財産分与譲渡権」の内容は、実体がないと強く疑われます。三栄から「知的財産分与譲渡権」に関する勧誘資料が送付されても、決して応じないようにしましょう。
- ◎ 三栄が勧誘する「知的財産分与譲渡権」は、その裏付けとなる特許権出願・取得に係る詳細な記載や高額な配当が可能になる根拠の説明がなく、消費者にとって十分な情報が提供されているとはいえません。取引の対象となっているものが不明確であるものを契約してはいけません。

- ◎ 三栄とは別の事業者を名乗る者が、当該「知的財産分与譲渡権」を「勧誘資料が届いた人しか購入できないので、代わりに申し込んでくれ」、「代わりに申し込んでくれれば、代金はこちらから振り込むし、謝礼を払う」等と持ちかける事例もみられます。耳寄りな話が突然舞い込むことはありません。このような勧誘には決して応じないようにしましょう。
- ◎ 特許や実用新案等の状況については、独立行政法人工業所有権情報・研修館の特許電子図書館で確認することができます。特許電子図書館（下記ウェブサイト参照。<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>）の検索方法については、IPDLヘルプデスク（受付時間：9時00分～21時00分 TEL：03-5690-3500）にお問い合わせください。
- ◎ 不審に思った場合や、断ってもしつこく勧誘される場合等は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。
- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）
電話 0570-064-370
 - 警察（警察相談専用電話）
電話 #9110
- ◎ 最近、実在する事業者の情報を無断で引用して投資を勧誘する事案が見られますので、そのような勧誘を受けた場合には、十分ご注意の上、慎重に対応してください（パンフレットの引用については、ウェブサイトを検索するだけでもある程度の情報が把握できる場合もあります。）。
- ◎ 最新医療や資源エネルギー事業など、社会的に注目を集めている話題を利用することにより魅力のあるものであるかのように装った投資商品の勧誘が増えています。投資リスクや契約内容について、事業者から適切な情報が提供されていない商品の勧誘を受けた場合には十分注意しましょう。
- ◎ 本件に限らず、消費者が一度、悪質な事業者の勧誘による被害を受けると、その後も「別の事業者」を名乗る者から、別の投資話等の勧誘（過去の被害の回復を装うものを含みます。）があり、これに応じてしまうことで、さらに被害を拡大させてしまう場合があります。こうした事業者の勧誘を鵜呑みにせず、家族、消費生活センター、警察等に相談し、被害を繰り返さないようにすることが大切です。

（以 上）

株式会社三栄による勧誘資料の詳細

<「株式会社 三栄 会社案内」と題するパンフレットの記載概要（抜粋）>

「会社概要」

商号	株式会社三栄
設立	平成3年10月
資本金	12億3000万円
監査法人	※ ^(注1)
本社	※ ^(注2)

「ご挨拶」

弊社の目指す事業は、多くの皆様からのご支援によって支えられています。なにとぞご支援のほど心よりお願い申し上げます。

「事業内容」

当社が開発した遺伝子DNA解析機により患者の遺伝子設計図を作製することに成功しました。この設計図を元から出来た人工遺伝子でiPS細胞を作ります。

当社が発明、開発した、さまざまな組織や細胞に成長する能力があるiPS細胞の作製に関する技術を日本、アメリカをはじめ世界50ヶ国で知的財産特許権を取得いたしました。医療や創薬の分野で研究開発を行う企業とのライセンス契約をし、これまでに約90の特許を管理・運用しております。

また、世界最大手、アメリカの製薬会社「※^(注3)」社と、関連技術の使用を認める非独占的なライセンス契約を2012年1月締結しました。

取得した知的財産特許権を社会に還元するため、この度「知的財産分与譲渡権」の販売にふみきり、一般の投資家の皆様に、もっと再生医療について知っていただくとともに、利益還元を行なっていく考えであります。

「商品説明」

「知的財産分与譲渡権」

契約企業からの「特許利益配当分」と営業活動による「営業利益配当分」を半期ごとに利益を分配いたします。

主要特許権契約会社（国内）

※^(注4)

「商品比較」

今回、当社でご提供いたします「知的財産分与譲渡権」は株式投資やFX投資のように元本割れのリスクは、ほとんどありません。

なぜなら、当社の知的財産特許権の契約は、20年以上の契約となっており、半永久的に特許使用料の収入が見込まれています。

投資商品というよりも安心してできる高利回りの定期預金と考えられています。

「募集要項」

1. 商号 株式会社三栄
2. 種類 知的財産分与譲渡権
3. 募集単位 1口 50万円
4. 募集総額 10億円
5. 利息 年利18%～
6. 償還期間 6ヶ月満期
7. 配当金 入金後3カ月後と6ヶ月後の2回配当
8. 募集の方法 選考会にて抽選の結果100名様で締め切りです。
応募総額が募集額に達した時点でも締め切りとなります。

(注1) 実在の監査法人の名称が記載されています。

(注2) 東京都荒川区に実在の私設私書箱事業者の所在地が記載されています。

(注3) 実在の製薬会社の名称が記載されています。

(注4) 国内の製薬会社等の名称が記載されています。

<「知的財産分与譲渡権申込書」の記載概要(抜粋)>

2 知的財産分与譲渡権に関しましては、申込書到着時点での申込順となります。到着時点での状況を確認し、担当者からご連絡させていただきます。

※残り口数により、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。

3 担当者より購入可能の連絡がございましたら、指定期日までにお振込下さい。